

相続の手順

被相続人の死亡



7日以内

- ①被相続人死亡届の提出
- ②死体火葬許可申請書の提出



各種名義変更等

お早めに

- ①遺言書があるかどうかの確認
- ②相続人の確定（相続関係図作成）
- ③相続財産・負債の調査
- ④遺言書がなければ遺産分割協議書作成



3ヶ月
以内

相続放棄・限定承認の申述



4ヶ月
以内

準確定申告



10ヶ月
以内

相続税の申告・納付

詳しくは経験豊富な
加藤税理士に相談してみよう！

 0120-233-477(代)
 0466-23-1463  0466-22-7174
〒251-0031 神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷 4-35-5 tosiharu@katozeirishi.com

